



取組み項目	取組の評価
組織体制の見直し	ある程度達成している
経営基盤の充実・強化	達成半ばである
役職員数及び給与制度の見直し	ある程度達成している
財政的関与の見直し	十分達成している
人的関与の見直し	十分達成している
経営情報の開示	十分達成している

### 【総 評】

- 当法人は、松山市の観光・物産振興と松山市及び愛媛県におけるコンベンションの振興を目的とするが、県は出資以外の財政支援を行っていないこともあり、これまで県との連携は必ずしも十分ではなかった。この他、「松山市外郭団体改革推進プラン」において、愛媛県観光協会、四国ツーリズム創造機構との更なる連携が必要であることが提言されている。

これまで連携が十分図られていなかった団体との連携、協働を通じて、経営基盤の充実・強化につなげていただきたい。

- 当法人の賛助会員とのバランスを考慮しつつ、市民・県民だけでなく多くの方にタイムリーな情報提供に今後も努めていただきたい。
- 公益法人制度改革への対応については、まず、移行方針を決定し、役員の人選など解決すべき課題を明らかにし、これに向けての対応を検討するとともに、移行申請までのスケジュール策定を早急に行っていただきたい。

### 1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

#### (1) 組織体制の見直し

【評 価：ある程度達成している】

- 役員は26名で、行政関係者、民間事業者、各種団体関係者が就任している。役員のうち1名は常勤（専務理事）となっている。
- 平成18年度にコスト削減等の観点から、事務局組織を見直し、事務局次長を廃止した。

#### 〔公益法人制度改革への対応〕

- 公益法人制度改革への対応については、筆頭出資者で主導的な立場である松山市が、「松山市外郭団体改革推進プラン」において、当法人を含む同市が出資する公益法人については平成23年度からとしており、昨年と同様、具体的な検討段階に至っていないため、移行の方針・スケジュール、役員の人選など解決すべき課題が明らかになっていない。
- 当法人の主務官庁は、現時点では四国運輸局であるが、公益法人制度改革への対応に当たり、今後の移行手続きは県の指導を受けることとなるが、これまで具体的な相談に訪れていない。松山市の方針として同市が出資する他の公益法人と協調して行動をする必要があることは理解できるが、県の公益法人制度改革への相談窓口はすでに設置されていることから、早急に相談に行っていただきたい。

#### (2) 経営基盤の充実・強化

【評 価：達成半ばである】

- 県は、当法人の設立当初の出捐のみで、これまで補助金等財政的支援は行っていない。これは、松山市が国際コンベンション・シティに指定され、その誘致は同市が中心となること、筆頭出資者が同市であること、松山市観光協会を統合したことを踏まえ、経営、組織等について同市が主導的な立場にあるためである。
- 収入については、全体の7割以上が松山市からの補助金・事業受託に係る費用となっており、同市からの補助金等が削減されたときは、事業についても縮小せざるを得ない状況になっている。その他の収入としては、会費収入、売上・販売等手数料、利息収入、広告料収入となっている。
- 改革期間中（平成18年度から21年度までをいう。以下同じ。）平成18年度を除き、正味財産は減少している。
- このような状況において、収支構造の改善を図る取組みとして、賛助会員の拡大を図り、賛助会費収入の増収に努めたが、改革期間中、微減となった。この他、平成18年度からホームページ等において広告料収入を確保、平成20年にはJR観光案内所をアウトソーシングして管理コストの縮減を図っている。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員数は26名で、改革期間中、人数に変動はなかった。 職員数は平成18年度14名、平成21年度は12名で、平成18年度から事務局次長を廃止するとともに、平成19年度に2名の職員が退職したのを機に、平成20年度からJR案内所のアウトソーシングを実施した。</li> <li>・ 職員給与は、松山市の給与制度に準じて見直しを行っている。</li> </ul>	

## 2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し	【評 価：十分達成している】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県は設立当初の出捐金の出資のみとなっており、当法人への補助金・委託金はない。</li> </ul>	
(2) 人的関与の見直し	【評 価：十分達成している】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改革期間中、県職員の派遣、県退職者の役職員就任はない。</li> <li>・ 当法人のコンベンション誘致等は県内全体への波及効果が見込まれ、誘致等に当たり、県として連携していく必要があることから、県の経済労働部長が非常勤の理事に就任している。</li> </ul>	

## 3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

経営情報の開示	【評 価：十分達成している】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営情報について、法人ホームページにて公表している。</li> <li>・ 情報の公開については、松山市情報公開条例の趣旨にのっとり取扱いをしている。</li> <li>・ 当部会は平成19年度から21年度の2次評価で指摘していた法人ホームページにおける賛助会員の入会情報の掲載、「イベントカレンダー(情報)」の充実については、その改善が図られている。</li> </ul>	